

退職所得に関する市県民税について（平成 25 年 1 月 1 日より）

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保障制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされます。

退職所得の金額は、次のように計算されます。

$$\text{退職所得の金額 (1,000 円未満切捨て)} = (\text{退職収入金額} - \text{退職控除額}) \times 1/2$$

*平成 25 年 1 月 1 日以後については、勤続年数が 5 年以内の法人役員等については、この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止した上計算します。（この 2 分の 1 を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員・地方公務員が対象となります。）

退職所得控除の算出表

勤続年数	退職所得控除の金額
20 年以下 (A)	40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円になります)
20 年以上 (B)	800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

*退職所得金額の千円未満の端数は、切り捨てます。

*勤続年数に 1 年未満の端数がある場合は、切り上げて 1 年とします。勤続年数が、22 年 4 ヶ月であれば勤続年数は、23 年となります。

*障害者になったことにより退職した場合には、上記により計算した退職所得控除に 100 万円加算されます。

市民税納付額 (100 円未満切捨て) = 退職所得の金額 × 市民税 0.06

県民税納付額 (100 円未満切捨て) = 退職所得の金額 × 県民税 0.04

*退職所得に係る市民税・県民税の 10% 税額控除が廃止になります。

計算例 (勤続 20 年未満の場合)

収入金額	3,160,418 円
勤続年数	5 年 (20 年未満なので、退職控除額上記 A で計算。)
退職控除額	40 万円 × 5 年 = 2,000,000 円
退職所得の金額	580,000 円 (1,000 円未満の端数切捨て) = (3,160,418 円 - 2,000,000 円) × 1/2
市民税の計算	580,000 円 × 0.06 = 34,800 円 100 円未満の端数切捨てのため 34,800 円
県民税の計算	580,000 円 × 0.04 = 23,200 円 100 円未満の端数切捨てのため 23,200 円
納入額	34,800 円 + 23,200 円 = 58,000 円

計算例（勤続 20 年超の場合）

収入金額	26,762,266 円
勤続年数	38 年（20 年超なので、退職控除額上記 B で計算。）
退職控除額	$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (38 - 20 \text{ 年}) = 20,600,000 \text{ 円}$
退職所得の金額	$3,081,000 \text{ 円}$ (1,000 円未満の端数切捨て) $= (26,762,266 \text{ 円} - 20,600,000 \text{ 円}) \times 1/2$
市民税の計算	$3,081,000 \text{ 円} \times 0.06 = 184,860 \text{ 円}$ 100 円未満の端数切捨てのため 184,800 円
県民税の計算	$3,081,000 \text{ 円} \times 0.04 = 123,240 \text{ 円}$ 100 円未満の端数切捨てのため 123,200 円
納入額	$184,800 \text{ 円} + 123,200 \text{ 円} = 308,000 \text{ 円}$

納入について

納入先：退職者が、退職手当等を受け入れるべき日（通常は、退職した日）の属する年の 1 月 1 日現在における住所のある市（区・町・村）に納入します。

納入期限：退職手当を支払い、市県民税を特別徴収した日の翌月 10 日までに納入してください。